様式第36号（表面）

|  |
| --- |
| 屋外広告物（[ ] 表示　[ ] 変更）事前協議申出書　　　　　（イベント広告用）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日熊本市長　　　　　　　　　　〒申請者　住所　　　　　　（主催者）名称又は氏名　　　　　　　　　　（法人の場合は名称及び代表者の氏名）　　　　　　　　　　電話番号　　　－　　　　－　次のとおり屋外広告物を表示したいので、熊本市屋外広告物条例第10条第8項の規定により協議します。 |
| 表示（設置）場所及び名称 | 熊本市　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（[ ] 住居表示・[ ] 地番）　　　　　　　公園　　　　　　　　　広場　　その他　　　　　　　　　　　 |
| イベント名及び目的 | イベント名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　目的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 広告物の種類毎の有無 | 貼り札　[ ] 有　[ ] 無/　広告旗　[ ] 有　[ ]  /無　建植広告　[ ] 有　[ ] 無立看板　[ ] 有　[ ] 無/　広告幕　[ ] 有　[ ] 無/　壁面広告　[ ] 有　[ ] 無プロジェクションマッピング　[ ] 有　[ ] 無デジタルサイネージ　　　　　[ ] 有　[ ] 無その他広告物（　　　　　　　　　　　　）　 |
| イベント期間及び時間 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日　　　：　　～　　： |
| イベント会場の使用許可等 | 許可申請先　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[ ]  許可済 |
| イベントに関する統括責任者（緊急連絡先） | 所在地又は住所氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　電話 |
| 広告物工事施工者 | 所在地又は住所氏名　　　　　　　　　　　　　　　　電話 | 熊本市屋外広告業登録・特例届年　　月　　日番号第　　　　　　号 |
| 周辺交通への支障通行止めの有無及び警察との協議及びその結果 | 通行止め　　[ ] 　有　[ ]  無協議先　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[ ]  警察との協議済　 |
| 広告物等を禁止物件に表示又は設置及び投影する場合に、当該設置する管理者との協議 | 橋・高架構造物　[ ] 有　協議先　　　　　　　　　　　　 [ ] 協議済　 [ ] 無石垣・擁壁　　　[ ] 有　協議先　　　　　　　　　　　　 [ ] 協議済　 [ ] 無電柱・街灯柱　　[ ] 有　協議先　　　　　　　　　　　　 [ ] 協議済　 [ ] 無道路の路面　　　[ ] 有　協議先　　　　　　　　　　　　 [ ] 協議済　 [ ] 無 |
| プロジェクションマッピングに関する連絡責任者 | 所在地又は住所氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　電話 |
| プロジェクションマッピングを投影する場所及び物件の所有者及びその承諾 | [ ]  承諾済投影する物件名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　投影する物件所有者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 道路を挟んでプロジェクションマッピングを投影する場合の警察及び道路管理者との協議及びその結果 | [ ] 　有 [ ]  無警　　　察　協議先　　　　　　　　　　　　　　　　[ ]  協議済道路管理者　協議先　　　　　　　　　　　　　　　　[ ]  協議済 |

裏面へ続く

様式第36号（裏面）

　**添付書類**

1.　広告物と開催敷地との関係を示した位置図

2.　建築物を利用するものは、当該建築物との関係を表示したもの

3.　広告物一覧表（広告物の種類、数及び表示内容欄へ書ききれない場合）

4.　8日から60日間のイベントにおける国または地方公共団体からの推薦を証する書類（副申等）

**基準や設置に関する遵守事項**

[ ]  **以下の項目を遵守します。**

|  |  |
| --- | --- |
| 表示面積に関すること | ・貼り札　1㎡以内・立看板　2㎡以内・広告旗　1㎡以内・広告幕　20㎡以内 |
| 設置・安全対策に関すること | ・立看板の設置は、風や振動で傾倒しないよう、しっかりと固定する。・広告旗の設置は、間隔を2ｍ～4ｍ空ける。・広告旗の設置は、旗・支柱ともに道路（歩道）や隣地にはみ出さない。・広告旗の設置は、風で飛ばされないようしっかりと固定し、地面に垂直に設置する。・広告幕の設置は、風で飛ばされないようしっかりと固定する。・壁面を利用した広告は、剥離や落下防止のための施工方法を講じる。・建植広告を設置する場合は、風や振動で傾倒しない施工方法を講じる。・大型広告物（キャラクター人形等）を設置する場合は、転倒や傾倒しない施工方法を講じる。 |
| 表示に関すること | ・広告物の表示内容が歩行者、車両運転者等の注意を著しく引くおそれがあるもので、次に掲げるものは表示しない。1.文字で読ませる広告（一目で判別できない文章）2.規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など） |
| プロジェクションマッピングを投影する場合 | ・激しい点滅はしない。・コントラストの強い画面の反転や、急激な画面の輝度変化、急激な場面転換等は、行わない。・規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部分を占めることを避ける。 |
| デジタルサイネージを表示する場合 | ・文字で読ませる広告（一目で判別できない文章）は表示しない。・輝度の変化の速度は緩やかにする。・信号機とまぎらわしい色彩や点滅はしない。 |